

## 枕崎署事案に係る捜査の時系列

R5

※ 県警の関連対応〔 〕

- 12.19 被害者から相談があり事案認知、署長指揮事件として捜査開始
- 12.22 首席監察官から本部長へ本件事案を報告、本部長から枕崎署で捜査を尽くすとともに教養を実施するよう指示
- 12.25 防犯カメラ画像回収・精査など署に所要の捜査を実施（～3月中旬）
- 12.27 署内で教養を実施

R6

- 1.17 被害届（盗撮）作成
- 同日 盗撮被害者立ち会いの下、現場実況見分実施
- 1.26 被害届（建造物侵入）作成
- 〔2.28 首席監察官、枕崎署長を始めとする人事異動内示〕
- 3.19 容疑者浮上報告書作成
- 〔3.25 人事異動発令〕
- 〔4. 8 職員による地方公務員法違反事件検挙〕
- 〔4.18 職員による不同意わいせつ事件検挙〕
- 〔4.29 職員による地方公務員法違反事件再逮捕〕
- 5. 1～10 枕崎事案を本部に引き継ぎ、本部長指揮事件に指定
- 5.13 当該職員を逮捕（6. 3 起訴）

## 霧島署事案に係る捜査の時系列

R5

- 12.25 被害者の知人から相談があり事案認知、本部長指揮事件として捜査開始
- 12.27 霧島警察署において被害者から事情聴取

R6. 1. ～ 所要の捜査を実施

- 2. 1 被害者が、事件化を望まないご意向を示す
- 2. 6 本部長指揮により、本件捜査を終結
- 2.29 対象職員に対する処分を実施

## 被疑者が郵送した資料について

- 本部長が隠蔽を指示したとの記載は一切見られない。
  - 枕崎署事案については、「枕崎署では、・・・刑事部へ速報」、「刑事部長の指揮は『静観しろ』だった」、「刑事部長は不作為を指示した」、「刑事部長の指揮に異を唱えるものではなく、事件は隠蔽となった」との記載があるが、その内容は虚偽である。  
(前刑事部長本人も否定)
  - 霧島署事案については、公表を望んでいないストーカー事件の被害者の個人名等の記載がある。(本件逮捕事実)
  - 「本件問い合わせ」として、前刑事部長の氏名とともに、公表されていない同部長の自宅の住所、電話番号の記載がある。
- ※ 前生活安全部長に係る事件捜査は、裁判官が発付した令状に基づき逮捕・勾留がなされ、検察官が起訴。